

## 第137回長崎県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和5年2月8日(水) 14:00～15:00
2. 通知年月日 令和5年2月1日(水)
3. 公示年月日 令和5年2月1日(水)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1  
長崎県庁 6階 601会議室
5. 出席者(委員) 荒川会長、川崎委員、吉原委員、川本委員、持永委員、金子委員、佐木委員  
(事務局) 古原事務局長、中ノ瀬事務局次長、市山課長補佐、吉川主任技師
6. 議案 第1号議案  
「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」  
その他  
① 下りウナギの保護について(報告)

### 7. 議事

事務局	ただ今から、第137回長崎県内水面漁場管理委員会を開催いたします。はじめに荒川会長からご挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)  それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局から報告願います。
事務局	本日は、岩岡委員が欠席されております。委員7名が出席されており、出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第173条により準用する第145条の規定に基づき、本委員会が成立しますことをご報告いたします。
会長	これより議事に入ります。  はじめに本委員会規程第9条第2項に従い議事録署名人を指名します。本日の議事録署名人は、「川崎委員」と「佐木委員」にお願いしま

す。

本日の議案は、お手元の資料のとおり、

○第1号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」

○「その他」

①下りウナギの保護について（報告）

となっております。

それでは第1号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

- ・本委員会指示の発出状況について説明。
- ・委員会指示案・告示案について説明（発出日は県公報掲載日）。
- ・コイヘルペスウイルス病の概要、発生状況、九州各県の対応状況、指示・告示発出の経緯について説明。

会 長

ただ今、説明がありました委員会指示案についてご審議願います。  
この件に関して、ご質問等ございませんか。

全国的には発生が続いておりますし、本県への侵入やまん延を防止するためにも、指示を更新するということによろしいでしょうか。

（意見等なし）

会 長

ご意見等もないようですのでお諮りします。

第1号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」は原案どおり発出することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

ご異議もないようですので、当該委員会指示については原案どおり発出することに決定いたします。

続きまして、その他の件に移ります。①「下りウナギの保護について（報告）」事務局から説明願います。

事務局

- ・下りウナギ保護について、平成30年7月3日に全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連名で取組指針（全都道府県の内水面において産卵に向かう下りウナギ保護に取り組む）を発出。
- ・平成31年2月27日開催第129回長崎県内水面漁場管理委員会での協議結果を受け、県内内水面漁協、振興協議会へ取組み（自主規制案（1.採捕期間の制限、2.下りウナギの再放流））依頼を実施。
- ・各河川での取組進捗状況を報告。

会長

ただ今、説明がありました件に関して、ご質問等ございませんか。

吉原委員

最近、シラスウナギの漁獲量が増えているとの話を聞きますが、資源状態はどのようになっているのでしょうか。

事務局

平成30年に全国的にシラスウナギが不漁となり、問題視されました。令和以降は回復傾向がみられましたが、令和4年は、非常に漁獲量が少なくなったとされております。なお、報道等によると解禁されたばかりの令和5年漁期におきましても漁獲量が少ないとのことです。これらことから、資源量が低水準にあることは間違いなさそうです。

川本委員

前回の委員会でもご質問しましたが、長崎県内のシラスウナギ漁の実態はあるのでしょうか。

事務局

資料を準備しております。本県内では、ウナギ養殖を営む者に対してうなぎ稚魚の特別採捕許可を出しており、現在のところ、県北3名、五島1名、県南1名の計5名を許可しております。採捕量は、養殖業者の養殖池の規模によって決めており、県内で約3kgの漁獲可能量を設定しております。

川本委員

3kgで何尾になるのでしょうか。

事務局 1尾が0.2gと試算されておりますので、15,000尾程度ということになります。

川本委員 ありがとうございます。

会長 他にご意見等ございませんでしょうか。

(意見等なし)

会長 それでは、本件については報告ということで、ご了承くださいければと思います。ただ、毎回のお願いでございますが、委員の皆さまは各地区の内水面振興に影響をお持ちの方々と思います。また、本委員会の委員ということで、各地区の指導的お立場もあるかと思えます。是非とも下りウナギの保護にかかる取り組みについて、各地区で引き続きご指導いただけますようお願いいたします。

それでは、事務局から前回委員会のご質問に対しての回答を準備しているとのことですのでよろしく申し上げます。

事務局 昨年10月に開催した委員会において、先ほどの川本委員からのご質問のほか、金子委員から、志佐川内水面振興協議会で実施しているカワウ対策について、何かしらの支援を申請することは難しいでしょうか、とのご質問をいただいております。

まず、先日、水産庁栽培養殖課に確認いたしました。基本的に、国が実施する補助事業は、内水面漁協や内水面漁連が補助対象となっているため、任意団体である内水面振興協議会が活用することは現実的に難しいとのことでした。

この件に関して、令和3年10月に開催した第134回委員会でお配りした資料を再配布させていただいております。県農山村対策課と協議したところ、市町が有害鳥獣の被害防止計画を策定し、そこにカワウを記載すれば、県の補助事業が活用可能とのことでした。しかし、カワウからの被害額の算出が難しいこともあり、地元市町も被害防止計画への記載には課題が多いと認識されているようです。

令和3年度からは、地元市町がテグスを用いた追い払い活動に対して支援を実施されています。これは令和5年以降も継続したいとの意向でしたので、内水面振興協議会とも連携しながら追い払いを継続することになるものと認識しております。

金子委員

わかりました。ありがとうございました。

会長

前回は振り返ると、全内漁管連の提案行動にカワウ対策の補助事業にかかる記載があり、せつくなので何かしら活用できないかのご質問だったかと思います。

事務局に確認していただきましたが、なかなか難しいところがあるようです。

事務局

内水面漁協があつて漁業生産額が把握できる場合は、カワウの被害額や防除効果の推定が可能です。本県の場合はなかなか難しい状況にあります。

金子委員

カワウ被害によりアユが釣れないため、採捕承認証の発行部数が減っているのはある意味被害とも言えますが、それが根拠になるかどうかはよくわかりません。

吉原委員

毎年5万尾を放流しても、アユの姿が見えないのですから、間違いなく被害はあるのだと思います。放流資金もかかっているうえに、協力金を払って採捕承認を受けた遊漁者が、全然釣れなかったと役所にクレームを入れることもあると聞いています。

小学生の自然学習としては貢献していると思いますが、晩夏にアユの姿を見かけることはなく、カワウに捕食されてしまっているのだと思います。被害額と言えば、アユの放流経費になるのではないのでしょうか。

会長

私の勤務先においても、トビやカラスを有害鳥獣として駆除しています。市に駆除の許可をもらっていますが、制約も多く課せられて実効的な駆除は難しい状況です。自然の生き物を駆除するという風当たりも強く、現実的な被害防除策として追い払いを選択することはやむを得ない面があるようです。

吉原委員

追い払いとしてテグスを設置した直後は効果がありましたが、台風被害により破損してしまいました。

事務局

他県にも、同じように支援がない中でカワウ対策に苦慮している自治体もあるようです。テグスの色によって効果が変わるといった情報もありますので、事務局としても、予算をかけないでできる対策を情報収集して参りたいと思います。

会長

ご意見等ございませんでしょうか。

(意見等なし)

事務局からなにかありますか。

事務局

陸上養殖業の届出制導入にかかる資料が水産庁から届きましたので、別冊としてお配りしております。

もし、皆さまの地元で陸上養殖業に該当するような事例をご存じでした、届出制が導入されることをご周知いただけたらと思います。

会長

ご質問等ございませんでしょうか。

(質問等なし)

それでは、私の方から事務局にお願いです。陸上養殖の届出制導入に関して、何か追加情報がありましたら当委員会に情報提供をお願いします。

また、陸上養殖施設からの排水等により、皆さまが管理している各河川へ影響を及ぼすような事例があるようでしたら報告をお願いします。

委員の皆さまから、その他にはございませんでしょうか。

(意見等なし)

他にないようですので、これをもちまして、第137回長崎県内水面  
漁場管理委員会を閉会します。ご審議ありがとうございました。

―― 閉会 ――